

(農林水産委員会)

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法

第五一号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、公益法人改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度に改めるほか、登録の対象となる業者の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体に限定せず、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する者にまで拡大する等の措置を講ずるものである。